

大阪市告示第1105号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年8月18日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松下IMPビル

大阪府中央区城見一丁目3番7号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 米山 学朋

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ファミリーマート	午前7時00分	午後11時00分
ミニストップ株式会社	午前7時00分	午後11時00分
株式会社マツキヨココカラ& カンパニー	午前10時00分	午後10時00分
その他小売業者	午前11時00分	午後8時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ファミリーマート	午前7時00分	午後11時30分

ミニストップ株式会社	午前 7 時00分	午後11時30分
株式会社マツキヨココカラ & カンパニー	午前10時00分	午後10時00分
その他小売業者	午前11時00分	午後 8 時00分

(4) 変更年月日

令和 8 年 9 月 30 日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ファミリーマート 代表取締役 小谷 建夫

東京都港区芝浦三丁目 1 番21号

外11者

- ② 大規模小売店舗内の面積の合計

9,644㎡

- ③ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物地下 2 階	82台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

0 台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物地下 1 階西側	226㎡
建物地下 1 階北東側	264㎡
合計	490㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物地下 1 階西側 (一般廃棄物保管施設・ 再生利用対象物保管施設)	70.0m ³
合計	70.0m ³

④ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間
建物地下 2 階	午前 5 時00分から翌午前 0 時00分

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
建物地下 2 階	出入口 1 箇所（敷地北東側）

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
建物地下 1 階西側	午前 5 時00分から翌午前 0 時00分
建物地下 1 階北東側	

2 届出年月日

令和 8 年 7 月 31 日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

(2) 期間

令和 8 年 8 月 18 日 (火) から 令和 8 年 12 月 18 日 (金) まで (日曜日、土曜日及び祝

日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 8 年 12 月 18 日 (金)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)